

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎県は、県税に係る賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

宮崎県は、県税の賦課徴収事務を行うために「税務電算トータルシステム」を使用している。

## 評価実施機関名

宮崎県知事

## 公表日

平成31年1月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で主務省令で定めるもの 1 課税管理業務 納税者からの申告及び届出等により課税情報の登録・管理等を行う。 2 収納管理業務 課税情報等による収納、還付、充当、納税証明書の発行等を行う。 3 滞納管理業務 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う。 4 納税者管理業務 納税者の宛名情報の管理を行う。
③システムの名称	税務電算トータルシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総務部税務課 税務電算担当 0985-26-7019
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総務部税務課 税務電算担当 0985-26-7019

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

